

大泉町立保育園の 民営化について

令和4年3月25日 保護者説明会

民営化の背景

保護者の求める保育ニーズが多様化



限られた経営資源で保育ニーズへ対応



効率的な保育園運営を実施し、
新たな子育て支援を展開

保育の入園状況

■入園状況等の推移

(各年度3月1日現在 単位：人)

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 度	令和元年度	令和 2 年度
保育園 町立	定員	380	380	380	380	380
	入園児童数	353	340	343	334	316
	入園率(%)	92.9	89.5	90.3	87.9	83.2
保育園 私立	定員	310	330	330	330	330
	入園児童数	340	345	356	355	352
	入園率(%)	109.7	111.3	107.9	107.6	106.7
認定こども園 私立	定員	200	210	240	240	245
	入園児童数	146	170	193	232	247
	入園率(%)	73.0	81.0	80.4	96.7	100.3
計	定員	890	920	950	950	955
	入園児童数	839	855	892	921	915
	入園率(%)	94.3	95.0	93.9	96.9	95.8
	保留児童数	70	61	74	54	87

※施設数：町立保育園3園、私立保育園3園、私立認定こども園4園

保育施設の状況

■町立保育園3園の維持管理経費の推移

(単位：円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
維持管理経費	22,752,374	34,868,896	25,719,210	30,359,354	33,888,072

※維持管理経費：光熱水費、修繕費、委託料、賃借料、施設工事費等

平成28年度から令和37年度までの40年間で、
町立保育園（3園）の建替え費用及び大規模修繕費用を試算した結果

建替え費用：約 8.7億円
大規模修繕費用：約 4.5億円
合計：約 13.2億円

保育所運営コストの状況

■運営コストの推移

(単位：円)

			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
町立	歳入	保育料	50,700,900	48,905,200	53,385,100	40,059,600	24,759,620
		副食費				3,379,500	6,073,920
	歳出	管理運営費	373,059,189	388,063,231	392,429,946	385,013,066	412,074,374
	町負担額（町税等）		322,358,289	339,158,031	339,044,846	341,573,966	381,240,834
	園児一人あたりに充てた町税等の額		861,921	934,320	923,828	973,145	1,138,032
私立	歳入	国庫	119,627,180	137,676,550	137,770,856	163,831,065	186,498,857
		県費	59,813,590	68,838,275	62,894,552	70,539,582	78,017,191
		保育料	58,901,500	62,931,000	64,306,900	53,433,600	35,381,010
	歳出	施設型給付費	367,261,720	414,194,520	401,389,800	411,308,350	404,008,870
	町負担額（町税等）		128,919,450	144,748,695	136,417,492	123,504,103	104,111,812
	園児一人あたりに充てた町税等の額		344,704	380,918	359,941	332,895	283,683

令和2年度
園児一人あたりに
充てた町税等の額

町立：約 114万円
私立：約 29万円
差額：約 85万円

今後の方向性①

■今後のあり方

私立保育園のマネジメント力、ノウハウ、柔軟性や運営コストなどを勘案し、町立保育園の民営化を進めていきます。

■民営化の手法

民設民営方式の町が運営に関与できる公私連携型保育所へ移行します。

■保育所の運営方法

区分	公立保育園			私立保育園	
	公設公営	公設民営（委託）		民設民営（移管）	
方法	直営	業務委託	指定管理者	完全民営	公私連携型保育所
実施主体	町	町		事業者	
運営主体	町	事業者	指定管理者	事業者	
運営の関与		実施主体は町のため 指示・指導		関与無	協定書を締結し 運営に関与
保育園名	条例のとおり	条例のとおり		事業者	事業者と町との 協議で決定
職員		入れ替わり （一部又は全部）	入れ替わり （全部）	入れ替わり （全部）	
施設管理者	町	町	指定管理者	事業者	
土地・建物	町	町		事業者に貸与か譲渡	
備品	町	町	町との協議により事業者が 設置できる	事業者に貸与か譲渡	
運営費	町単独の 予算措置	町単独の予算措置		国・県補助金を活用 しての町の予算措置	
施設整備費	町単独の 予算措置	施設は町所有のため、増 改築や修繕に要する経費 は、町単独の予算措置		施設の増改築や大規模 修繕は、国・県・町の補助 が活用できる場合がある	
保育園の 入所決定	町				
保育料の 決定	町				

今後の方向性②

■ 存続する町立保育園

セーフティネットとしての役割を果たすため町立一園を存続し、二園を同時期に民営化します。存続する園は、特別保育に取り組み、特別の支援を必要とする障害児などの保育を積極的に推進します。

■ 民営化後の子育て支援策

民営化により生み出される財源は、特別保育の実施や新たな子育て支援サービスの財源に充てていきたいと考えています。

<特別保育とは？>

- 一時保育
 - 病児・病後児保育
 - 休日保育
 - 延長保育
- などです。

民営化対象園

■ 存続する園に求められるものは？

特別の支援を必要とする障害児などの保育を推進することにより、今後高まるであろう保育需要に対応できる利用定員と特別保育を実施するために保育環境の更なる充実を図ることができる施設規模です。



存続する園 : 大泉町立北保育園

民営化対象園 : 大泉町立南保育園
大泉町立西保育園

■ 町立保育園比較表

項目	北保育園	南保育園	西保育園
利用定員	150名	120名	110名
建設年度	平成元年度	昭和62年度	平成3年度
耐用年数の到来年度	令和11年度	令和29年度	令和13年度
構造種別	木造	RC (鉄筋コンクリート) 造	木造
園舎面積	1073.8㎡	883.2㎡	692.3㎡
園庭面積	5016.8㎡	2715.0㎡	3696.7㎡
駐車場	町有地 : 37台	町有地 : 11台 借用地 : 39台	町有地 : 20台 借用地 : 24台
民営化により 生み出される財源	約4,548万円	約4,581万円	約4,657万円

事業者の選定①

■事業者の公募

より優良な事業者を確保するために募集方法は、公募によるものとします。また、多くの事業者が公募情報を得られ、余裕をもって応募することができるように2か月程度の応募期間を確保します。

■事業者の選定

事業者の選定にあたっては、保護者や学識経験者、保育現場経験者等を含めた選定組織を設置し、企画提案方式（プロポーザル）により選定します。

事業者の選定②

■事業者選定基準

- ①児童福祉の理念・公共性・公益性を持った事業者であること。
- ②多様な保育ニーズに対応するため、町が指定する条件に基づき、保育サービスを実施すること。
- ③保育の方針や内容が子ども本来の発達や育ちを重視し、子どもを中心とした良好な保育を行うこと。
- ④保育の質を高める職員体制が確保できること。
- ⑤資金計画や事業運営において健全性や透明性を確保していること。

町が指定する条件①

■運営全般

- ①自ら保育園を運営すること。
- ②土地や建物、備品等は、当該保育園における保育以外の目的に使用しないこと。
- ③会計年度任用職員（臨時保育士等）が、引き続き就労できるよう、その採用について配慮すること。
- ④保護者や地域住民の要望に適切に応じ、地域の特性を活かした運営に努めること。

町が指定する条件②

■職員配置

- ①保育にあたる職員は、保育士の資格を有するものであること。
- ②園長と主任保育士等は、幹部職員としての能力と経験を有するものであるとともに、当該保育園の専任職員とする。

■保育所定員

移管後は、移管前の町立保育園の定員を上回るよう、認可定員の拡大や定員の弾力化を図ること。

町が指定する条件③

■保育内容

- ①特別保育を実施すること。
- ②地域子育て支援事業に取り組むこと。
- ③第三者評価を実施し、保育内容の充実に努めること。
- ④職員の研修や保育園相互の交流に努め、保育の質の向上を図ること。

<第三者評価とは？>

社会福祉法人等の事業者の提供するサービスの質を事業者や利用者以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価する事業をいいます。

引継ぎ①

■移管計画

移管のための準備期間として1年以上を確保し、十分な準備ができるような計画を策定します。

■保育内容の継続・拡充

保育内容の継承事項や拡充する保育サービスを提示して、事業者には履行を義務付けることとします。

■三者協議会

保護者・事業者・町の三者による話合いの場を設置します。

引継ぎ②

■引継ぎ保育

- ①一定の期間、事業者の職員と移行対象園の職員が合同で保育に携わる期間を設けます。
- ②引継ぎ保育の期間は、移管前3か月以上、事業者の職員が移行対象園に勤務します。
- ③移管後には必要に応じて、町の職員を移管後の園へ派遣することで円滑な引継ぎに努めていきます。

民営化後の町の役割

■ 協定書

事業者と協定書を締結し、運営等に関与していきます。

■ 三者懇談会

保護者・事業者・町との三者による定期的な話し合いの場を当分の間継続して行います。

■ 施設評価

指導監査を実施するとともに、福祉サービスの「第三者評価」の受審を事業者に義務付けます。